

保護者様

島田市教育委員会 教育長

### 新型コロナウイルスに対する対応について（通知）

新型コロナウイルスの感染が急速に広がり、政府専門家会議において「これから1～2週間が急速な拡大に進むか収束できるかの瀬戸際」との見解が示されました。

つきましては、文部科学省、県教育委員会等からの通知に基づき、当面の間、下記のように対応しますのでご理解、ご協力をお願いします。

#### 記

#### 1 基本的な感染症対策の徹底

不要不急の外出を控え、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」などの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

#### 2 児童生徒に風邪の症状がみられる場合

学校に連絡し、症状が改善されるまで自宅で休養するようにしてください。「風邪の症状で欠席する」との連絡があった場合は、どのような症状であっても出席停止とします。休養中は毎日、体温を計り、記録するようにお願いします。

#### 3 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

以下のような症状がみられる場合は相談センター（中部保健所）にご相談ください。

- ・風邪の症状（咳）や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

中部保健所 電話番号 054-625-7084（受付時間 平日8時30分～17時15分） 電話番号 090-3309-6707（受付時間 平日17時15分～21時及び土曜、日曜、祝日9時～21時）
---

#### 4 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合

(1) 校長は、治癒するまでの間、出席停止の措置を取ります。

(2) 保健所等が公衆衛生対策の必要があると判断した場合、学校の全部又は一部の臨時休業措置を取ります。

※ 保健所等からの臨時休業の要請がない場合であっても、感染症の予防上必要があるときには必要な臨時休業を行います。

#### 5 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから保護者の皆様におかれましても、厚生労働省、内閣官房、文部科学省及び島田市等の関連ホームページ等で最新の情報を収集し、感染予防、対策をしていただきますようお願いいたします。